

## ～死亡届を提出された方へ～

亡くなられた方が次の項目に該当する場合は、それぞれ手続きが必要となります。  
お早めに手続きをお願いします。詳細については、担当課へお問い合わせください。

確認	手続きの種類	手続きの内容	取扱窓口	担当課
<input type="checkbox"/>	国民健康保険(加入者)	保険証等をお返してください。加入者が亡くなられたときは、喪主の方に葬祭費が支給されますので、お問い合わせください。	医療保険課(1F・12)	医療保険課 Tel; 220-2257 Fax; 232-5644
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療(加入者)			
<input type="checkbox"/>	国民年金(受給者)	手続きについてお問い合わせください。	市民課(1F・72) (国民年金係)	市民課 (国民年金係) Tel; 220-2295 Fax; 220-2776
<input type="checkbox"/>	国民年金(加入者)	一定の条件を満たす場合、死亡一時金等の請求ができます。		
<input type="checkbox"/>	印鑑登録証の返却	亡くなられた日をもって使えなくなりますので、お返してください。	市民課(1F・61～69) 市民センター	市民課 Tel; 220-2241 Fax; 224-2163
<input type="checkbox"/>	税金の振替口座の変更	市税を口座振替されている方は、変更手続きが必要な場合がありますので、お問い合わせください。	税務課(2F)	税務課 Tel; 220-2147 (軽自動車税担当) 220-2148 (口座振替担当) Fax; 220-2154
<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)・農耕用車両(緑色ナンバー)の名義変更	所有者だった方が亡くなられた場合、名義変更の手続きをしてください。変更の際には、新しく所有される方の印鑑が必要です。		
<input type="checkbox"/>	市県民税納税通知書等の送付先変更	市県民税が課税されている場合で、送付先を変更する必要がある方についてはご相談ください。	市民税課(2F)	市民税課 Tel; 220-2161 Fax; 220-2154
<input type="checkbox"/>	固定資産税・都市計画税の納税義務者変更	金沢市に土地・建物の資産をお持ちの方が亡くなられた場合、納税義務者変更(代表相続人の指定)の手続きをしてください。	資産税課(2F)	資産税課 Tel; 220-2151 Fax; 220-2182
<input type="checkbox"/>	水道、下水道	名義人だった方が亡くなられた場合は、名義変更の手続きをしてください。	企業局料金窓口 (窓口センター1F)	お客さまサービス課 企業局コールセンター Tel; 0120-328-117 Fax; 220-2693
<input type="checkbox"/>	介護保険 ・65歳以上の方 ・40歳から64歳までの要介護認定を受けている方	介護保険証をお返してください。 ※別居されている家族宛に、保険料還付通知書等郵便物の送付を希望する場合は「送付先変更届」を提出してください。	介護保険課 (1F・81～86) 福祉健康センター 市民センター	介護保険課 Tel; 220-2264 Fax; 220-2559
<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳	「返還届」を提出のうえ、手帳をお返してください。	障害福祉課 (1F・81～86) 福祉健康センター 市民センター	障害福祉課 Tel; 220-2289 Fax; 232-0294
<input type="checkbox"/>	療育手帳 障害者手帳(精神)	「返還届」を提出のうえ、手帳をお返してください。	障害福祉課 (1F・81～86) 福祉健康センター	
<input type="checkbox"/>	その他障害のサービスを受けている方	担当課までご連絡ください。		
<input type="checkbox"/>	児童手当	受給者が亡くなられたときは「未支払手当請求書」、支給対象児童が亡くなられたときは「消滅届」または「額改定届」を提出してください。	子育て支援課(2F)	子育て支援課 Tel; 220-2285 Fax; 220-2360
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当	受給者が亡くなられたときは「未支払手当請求書」、支給対象児童が亡くなられたときは「資格喪失届」または「額改定届」を提出してください。		
<input type="checkbox"/>	医療費の助成を受けている方	助成金の振込口座の名義人だった方が亡くなられた場合は、振込口座変更手続きをしてください。	健康政策課(2F)	健康政策課 Tel; 220-2233 Fax; 220-2231
<input type="checkbox"/>	お子様が保育所・認定こども園を利用されている方	保育料が変更になることがあります。	保育幼稚園課(2F)	保育幼稚園課 Tel; 220-2299 Fax; 220-2360
<input type="checkbox"/>	市営住宅に入居されている方	「異動届」を提出してください。 契約名義人が亡くなられたときは「明渡し」または「入居承継」の手続き等が必要です。	住宅政策課(4F)	住宅政策課 Tel; 220-2333 Fax; 261-3366
<input type="checkbox"/>	農地を所有している方	農地を相続した場合、相続登記後に「農地法第3条の3第1項の規定による届出書」の提出が必要です。詳細は担当課へお問い合わせください。	農業委員会事務局 (第二本庁舎1F)	農業委員会事務局 Tel; 220-2223 Fax; 222-7291
<input type="checkbox"/>	空き家を相続・所有している方	空き家の管理、流通・活用等について相談したい方は、お問い合わせください。	建築指導課 空き家活用室(3F)	建築指導課 Tel; 220-2136 Fax; 220-2134

# おくやみ手続案内窓口 設置について

## 【おくやみ手続案内窓口の概要】

おくやみ手続案内窓口では、身近な人が亡くなった後の市役所・市民センター等での手続きについて案内するとともに、必要な手続きを少しでも負担なく行っていただけるようお手伝いいたします。

## おくやみ手続案内窓口の概要

受付時間	平日 9：00～16：00
受付場所	金沢市役所 第一本庁舎 1階 市民課前 庁舎案内窓口

詳しくはこちらにお問い合わせください

## 金沢市役所 市民課

TEL 076-220-2241

FAX 076-224-2163

### ご注意

- ※ おくやみ手続案内窓口でのご案内後、市役所・市民センター等の各担当窓口で各種手続きを行っていただきます。おくやみ手続案内窓口をご利用されずに、直接各担当窓口にて手続きをしていただくことも可能です。
- ※ おくやみ手続案内窓口の混雑状況によってはお待ちいただく場合があります。